

## ITM ACADEMY 規約

### 《名称》

#### 第1条

本テニスアカデミーは、ITM ACADEMY（以下「アカデミー」という。）と称します。

### 《所在地》

#### 第2条

アカデミーの所在地は、東京都世田谷区喜多見 7-18-12 とします。

### 《運営・管理》

#### 第3条

アカデミーの運営、管理は、合同会社 ITM（以下「当社」という。）が行います。

### 《目的》

#### 第4条

当アカデミーは、文武両道を念頭に置きテニスを通じて優秀な思考を持てるように育成していく事が目的です。

### 《会員制度》

#### 第5条

- ① アカデミーは、会員制とします。
- ② アカデミーの会員（以下「会員」という。）は、本規約および本規約に付随してアカデミーが定める利用規定（以下「諸規定」という。）に同意し、所定の手続きが完了した方とします。
- ③ アカデミーに入会される方は、アカデミーが指定する入会申込の Web 手続きを行なったものとします。

### 《会員資格》

#### 第6条

- ① 会員は、次の✓を全て満たす方とします。
  - ✓本規約および諸規定に同意した方
  - ✓アカデミーが会員として相応しいと認めた方
- ② アカデミーは、次の✓に該当する方、またはその疑いのある方の入会を拒否することができるものとします。
  - ✓過去に、本規約および諸規定を遵守しなかった方、または当社が運営するアカデミーおよびアカデミー会員に対し、第21条に規定する行為やこれに類する迷惑行為を行った方（精神疾患による行為の場合も含む）
  - ✓当社または他の会員との紛争が解決しておらず、アカデミーを利用することが不適當であると当社が判断した方
  - ✓過去にスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止、または除名等の処分を受けた方
- ③ 事後的に、前項の入会拒否事由に該当することが判明した場合には、退会を命じ、既に受領した入会金、受講料等は返金しないものとします。

### 《会員変更》

#### 第7条

- ① 会員がアカデミー入会申込書等に記載した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをするものとしま

す。

②アカデミーから会員宛に通知・案内等をする場合は、アカデミーに届け出のあった最新の連絡先に行くものとし、通知の未達等について以後の責を負わないものとします。

#### 《プラン変更周期》

##### 第8条

アカデミーは、文武両道の観点から1か月単位でプラン変更をすることができます。

#### 《入会金、受講料》

##### 第9条

①会員は、入会時に入会金を支払うものとし、アカデミーはいかなる理由においても返金しないものとします。

②退会后1年間（4期間）以内に再度入会する場合は、入会金を免除するものとします。

③会員は、受講料を1か月毎にお支払ください。

その際、初回の練習時に現金にて支払うか、または初回練習までにお振込みをお願いいたします。

④受講料は、毎月日（休日の場合は翌営業日）に翌月分を振り替えるものとします。

⑤会員は、利用の有無にかかわらず、退会月までの受講料を支払うものとし、欠席した場合においても返金しないものとします。

#### 《クラス変更》

##### 第10条

クラスの変更は、希望する変更先の定員に空きがある場合のみ変更できるものとします。

#### 《退会》

##### 第11条

①アカデミーは、自動継続を原則とし、退会手続きがなされない限り会員を継続するものとします。

所定の手続きを完了することにより退会できるものとします。

②会員が退会を希望する場合は、月末最終日まで（以下「退会受付期間」という。）に所定の退会届を提出するものとします。

③退会手続きが完了した場合は、退会手続きを行った月の月末の最終日をもって退会とします。

④受講料、商品の購入代金等の支払いが終了していない場合は、本条に定める退会届の提出までにその支払いを完済するものとします。

⑤会員が受講料を3か月以上滞納した場合は、何らの通知催告を要せず退会とします。ただし、その債務については全額を支払わなくてはならないものとします。

#### 《レッスンの受講》

##### 第12条

会員は、プランで定められた回数のレッスンを受講できるものとします。

##### 第13条

①受講予定を変更または欠席する場合は、当該レッスンの開始前1時間前までに担当コーチのラインに報告を行うことで、別の日時に振り替えて受講（以下「振替受講」という。）できるものとします。

- ②振替受講は、在籍期間中のみ利用できるものとします。また、振替受講期限は、受講している月内で行ってください。ただし、最終週の欠席分に限り、翌月の最初の一週間まで振替受講できるものとします。
- ③レッスン開始1時間前より後に受講予定の変更、または欠席の手続きを行わなかった場合は、振替受講したものとします。
- ④振替受講は、会員各々に決められたレベルのクラスに限り受講できるものとします。ただし、振替受講希望クラスの定員枠に空きがある場合に限りです。
- ⑤振替受講は、全て無料になります。

#### 《事故・感染症対応》

##### 第14条

- ①アカデミーの受講は、健康な方に限るものとし、会員の体調管理およびレッスンの受講の可否は自己責任とします。ただし、各種感染症等に罹患またはその疑いがある場合は、アカデミーは会員の利用を制限できるものとし、制限の対象・範囲・期間等は別途定めるものとします。
- ②本規約および諸規定、施設利用上の注意事項、施設運営管理者または指導者の指示に従わずに生じた事故、自己責任の範囲に起因する事故、第三者に起因する事故について、アカデミーは責任を負わないものとします。また、会員は施設運営管理者および指導者に一切の損害賠償等を行わないものとし、治療費等は自己負担とします。
- ③レッスン中に事故が発生した場合は、応急処置を行います。処置等に関しては責任を負いかねます。

#### 《損害保険》

##### 第15条

- ①アカデミーは、会員が被る傷害等を補償する損害保険に加入しており、アカデミーの施設およびサービスの瑕疵により利用中に生じた事故による傷害等に対し、当該保険の対象とされているものに限り、治療に要した費用等を支払うものとします。ただし、自由診療費用、差額ベッド代、医師の指示によらずに購入した治療用装具、書類作成費用（診断書等）等、通常健康保険の支給対象に含まれないものは除きます。
- ②事故発生日より30日以内に事故報告がない場合には、前項による治療に要した費用等を支払いできない場合があります。
- ③事故発生日より30日以内に事故報告が行われた場合でも、事故発生日から1年以内に所定の書類をアカデミーに提出しない場合は、第1項による治療に要した費用等を支払いできない場合があります。

##### 第16条

会員が次の事由に該当するとアカデミーが認めた場合は、口頭または書面による通知により、当該会員の会員資格をはく奪し、除名します。なお、既に受領した入会金、受講料等は返金しないものとします。

- ①アカデミーの名誉、信用を傷つけたとき
- ②本規約および諸規定に違反したとき
- ③会費その他の債務を滞納し、当アカデミーからの支払い催告に応じないとき
- ④アカデミーに対し虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明したとき
- ⑤暴力団等の反社会的勢力に関与したとき

前項により会員資格をはく奪され、除名を受けた場合は、その後当社が運営する全ての施設に入会および立ち入ることができないものとします。

#### 《会員資格の譲渡》

##### 第17条

会員資格は本人限りとし、譲渡、または相続、その他の包括的な承継はできないものとします。

#### 《入会金、受講料および利用料等の改定》

##### 第 18 条

- ① アカデミーは、別に定める入会金、受講料、利用料、イベントキャンセル料等を改定することができるものとします。ただし、入会金の改定は、新たに入会する会員から適用するものとします。
- ② 前項の改定を行う場合は、ラインにて事前に会員へ告知するものとします。

#### 《休業》

##### 第 19 条

- ① アカデミーは、次の事由により施設の全部または一部を休業することがあります。また、一部を休業する際には運営形態を変更する場合があります。
  - (1) 天災地変、各種感染症の流行、その他やむを得ない理由等により、アカデミーが営業を行うことが妥当でないと認めたとき
  - (2) 警報・注意報の発令等により、アカデミーが営業を行うことが妥当でないと認めたとき
  - (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない理由が発生したとき
  - (4) 施設の点検、補修または改修をするとき
  - (5) 年末年始、春季、夏季、秋季のイベントによる休業、その他スクールの都合により休業するとき
- ② (4)(5)が理由で休業する場合は、事前に会員に告知するものとします。
- ③ (1)(2)(3)が理由で休業する場合は、会員に事前告知することを要せず、かつ原則として会員に対し受講料の返還を行わないものとします。

#### 《盗難および紛失》

##### 第 20 条

会員のアカデミー来館時に起きた盗難および紛失については、アカデミーに故意または重大な過失がある場合を除き、アカデミーは一切の損害賠償の責を負わないものとします。

#### 《会員の損害賠償責任》

##### 第 21 条

会員がアカデミー利用に際し、会員の責に帰すべき事由によりアカデミーまたは第三者に損害を与えた場合、速やかに賠償の責に任ずるものとし、会員の同伴者に関しても責に帰すべき事由がある場合には、連帯して同様の責に任ずるものとします。

#### 《アカデミーの利用制限および廃止》

##### 第 22 条

- ① スクールは、災害・社会情勢の著しい変化、アカデミーの都合により利用制限や一部または全部を廃止することがあります。
- ② アカデミーの利用制限や一部または全部を廃止する場合は、3 か月前までに会員に告知するものとします。ただし、当社が緊急を要すると判断した場合には、告知期間を短縮することができるものとします。

#### 《本規約・その他の諸規定の改定》

##### 第 23 条

アカデミーは、本規約、細則、利用規定、その他アカデミーの運営・管理に関する事項を改定することができるものとし、その効力は全ての会員に適用されます。

保護者：同意しました